

平成 27 年度から

介護保険制度が変更となりました

平成 27 年 4 月から

●介護保険料が変わりました

介護保険料は、3年ごとに見直される介護保険事業計画に基づき、介護サービスに関わる費用などから基準額を算出し、所得に応じて設定されます。

要介護・要支援認定者数の増加により、市の介護保険給付費の増加が見込まれるため、介護保険料の基準月額を4,561円から4,968円に改定しました。

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所基準が変わりました

特別養護老人ホームへの新規入所は、原則として要介護3以上の人となりました。

※要介護1・2の人で、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められ、市の適切な関与のもとで施設ごとに設置している入所検討委員会での検討を経た場合には、特例として入所が認められます。

平成 27 年 8 月から

●介護サービス利用時の負担割合が変わりました

介護サービスの利用者負担は原則1割ですが、次の場合は2割負担となりました。

- ①収入が年金のみで、年収が280万円以上の方
 - ②年金以外に収入があり、合計所得金額が160万円以上の方
- ※同一世帯の65歳以上の方の所得が低い場合には、1割負担になることがあります。
※65歳未満の方および市区町村民税が非課税の方は、1割負担になります。

●介護サービス利用負担の

月々の上限が変わりました

世帯内に市区町村民税の課税所得145万円以上の高齢者がいる場合、月々の負担の上限が37,200円から44,400円になりました。

- ※この水準に該当しても、次の場合は申請により37,200円になります。
- ①同一世帯内に65歳以上の方が1人で、その収入が383万円に達しない
 - ②同一世帯内に65歳以上の方が2人以上で、収入合計額が520万円に達しない

●介護施設利用の食費・部屋代の負担軽減を受けられる方が変わりました

施設入所者やショートステイにおける食費や部屋代の負担軽減は、非課税世帯で預貯金などの少ない方に限定されました。

非課税世帯の方とは、世帯全員が市区町村民税を課税されていない方のことを言います。一定額を超える預貯金（現金、有価証券などを含む）をお持ちの場合は、負担軽減を受けることができません。（配偶者がいる方は合計2,000万円超、いない方は1,000万円超）
配偶者が市区町村民税を課税されている場合は、世帯が分かれていても負担軽減の対象外になります。



所得税の確定申告と納税

所得税の確定申告と納税は、市民税・県民税の申告期間と同様に2月16日から3月15日までの期間（土・日曜日を除く）です。

申告書を作成するには、国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> の「確定申告書等作成コーナー」が便利です。e-Taxまたは書面を選択し、該当項目を入力することで、申告書や収支内訳書等が作成できます。

e-Taxは、電子証明書等の事前準備が必要ですが、書面の場合は電子証明書等が不要なので、手続きが簡単です。印刷後、押印し、必要な書類を同封し、郵便や信書便で送付、または税務署の時間外収受箱へ投函してください。

個人事業主の皆さまへ

営業・農業などの個人事業主の方で、給与・賃金などを支払っている場合、支払った相手方が明確でない必要経費として差し引くことができません。相手方の住所・氏名・生年月日・支払額を把握の上、申告してください。

扶養の確認を

給与所得者・年金所得者等で扶養控除を忘れていたり、他の納税者と

重複して扶養控除を受けていたりした場合には、申告が必要です。

税務署からのお知らせ

■確定申告書への復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2・1%の税率を掛けて計算した金額です。

■公的年金等受給者に係る

確定申告不要制度

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、原則所得税の確定申告は必要ありません。（各種控除を受ける場合は申告が必要です。また、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、市民税・県民税の申告が必要な場合があります）

【問い合わせ】

市民税・県民税の申告について

真岡市税務課

TEL 83・8113

FAX 82・1066

真岡税務署

TEL 82・2115

所得税の確定申告について

TEL 82・2115

マイナンバー制度

通知カードと個人番号カードの交付

「通知カード」を

保管しています

マイナンバーの通知カードは、昨年10月から、皆さまの住民票の住所地に、簡易書留で世帯ごとにお届けしてまいりました。不在等により受け取られなかった通知カードは、郵便局での保管期間が過ぎたため市役所に戻され、市民課で保管しています。また通知カードを受け取られていない方は、市民課窓口にお問い合わせてください。

◆「通知カード」の受領方法

- 世帯主または住民票上の同一世帯員が受け取る場合
 - ①通知カード受取申請書兼受領書の記入、提出
 - ②来庁者の本人確認書類の提示
 - 代理人（右記以外の方）が受け取る場合
 - ①受け取りを依頼した本人が記入した通知カード受取申請書兼受領書の提出
 - ②申請者の本人確認書類の提示
 - ③代理人の本人確認書類の提示
- ※本人確認書類は、写し（「ブルー」ではなく、原本を持参してください）。

「個人番号カード」の

交付について

◆顔写真入りの「個人番号カード」を申請された方へ
個人番号カードの交付は、準備が整い次第、市民課から「交付通知書」をはがきで送付しています。はがきに記載された持ち物をご持参の上、指定された交付場所（市民課または「宮支所」）に、定められた受取期限までにお越しください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。左記窓口までお問い合わせください。
※顔写真入りの個人番号カードは、公的機関等で本人確認のための書類の提示を求められた際に、本人であることを証明するものとして利用できます。必ず申請しなければならぬものではありません。運転免許証をお持ちでない方や、電子申告を行う方など、必要に応じて申請してください。

【問い合わせ】

市民課窓口係

TEL 83・8117

FAX 83・8514

【問い合わせ】 介護保険課 介護保険係 TEL 83・8094 FAX 83・8554